

## Ⅳ 使用および供給

### 25 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

### 26 契約超過金

- (1) 主契約料金表の定めにより協議によって契約電力を定めるお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に主契約料金表に定める基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増したものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。ただし、主契約料金表の自家発補給電力の適用を受けるお客さまは、常時供給分の契約電力と自家発補給電力の契約電力との合計値をこえて使用された電力を契約超過電力として、契約超過金を申し受けます。
- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 予備契約料金表の予備電力の適用を受け、当該契約電力が常時供給分の契約電力の値と異なるお客さまの契約超過金は、(1)および(2)に準ずるものといたします。

### 27 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として85パーセント以上に保持していただきます。  
なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。
- (2) 技術上必要がある場合には、託送約款等に定めるところにより、お客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。  
なお、この場合の当該需要場所の1月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

### 28 需要場所への立入りによる業務の実施

- (1) 当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。  
なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。  
イ 不正な電気の使用の防止等に必要、お客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査またはお客さまの電気の使用用途の確認  
ロ その他この供給条件によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要業務
- (2) 当該一般送配電事業者等は、託送約款等に定めるところにより、お客さまの承諾をえて

お客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

## 29 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因等により他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者等、当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行います。）には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

- (2) お客さまが発電設備を当該一般送配電事業者等の供給設備に連系して使用される場合は、(1)に準じて取り扱います。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしがたい、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

## 30 供給の停止

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、電気の供給を停止することがあります。
- (2) (1)によって電気の供給を停止する場合には、当該一般送配電事業者等は、当該一般送配電事業者等の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための適当な処置を行います。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

## 31 供給停止の解除

30（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときは、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

## 32 供給停止期間中の料金

30（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を19（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。

### 33 違 約 金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
  - イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
  - ロ 契約負荷設備以外の負荷設備または契約受電設備以外の受電設備によって電気を使用された場合
  - ハ 動力（付帯電灯を含みます。）のみを使用する需要で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用された場合
- (2) (1)の免れた金額は、この供給条件および料金表にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、当社が決定した期間といたします。

### 34 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
- (2) (1)の場合には、当社は、料金の減額等を行いません。

### 35 損害賠償の免責

- (1) 10（供給の開始）(2)によって需給開始日を変更した場合、または34（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 30（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または39（需給契約の消滅）によって需給契約が消滅した場合もしくは41（解約）によって需給契約を解約した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) その他当社の責めとならない理由により事故が生じた場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

### 36 設備の賠償

- (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。
  - イ 修理可能の場合  
修理費
  - ロ 亡失または修理不可能の場合  
帳簿価額と取替工費との合計額
- (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。